

虐待防止指針

社会福祉法人 水光会

目 次

本指針の目的.....	3
1. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方.....	3
2. 虐待防止管理委員会その他施設内の組織に関する事項について.....	4
3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針.....	6
4. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針.....	6
5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項.....	7
6. 成年後見制度の利用支援に関する事項.....	8
7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項.....	8
8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項.....	8
9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項.....	8
別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型 (例)	9
参考条文.....	12

本指針の目的

- 令和3年度介護報酬改定に伴う「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第四十六号)改正において、虐待防止対策をとることが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じることが求められました。
- 本指針は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発214厚生省老人保健福祉局長通知)」における「第1 一般的事項 2 ゼロ 虐待の防止(基準第31条の2) ② 虐待の防止のための指針」として、定めるものです。

1 法人における虐待の防止に関する基本的考え方

- 当法人では、高齢者虐待防止法を遵守し、その精神の基本である「尊厳の保持」に努め、法人理念である「人間愛」を実現するために、高齢者虐待防止の為の取り組みを理解し、その前段階にあたる「不適切なケア」を行わないように、自己点検・研修等を積み重ね、「ケアの質の向上」を図る環境を整える事を基本的な考え方として捉え、「しない」「見逃さない」「許さない」を方針とし、この指針を定める。
- 当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません(別表参照)。

【虐待行為】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |
|---|

○ 「不適切なケア」の防止

「不適切なケア」とは「虐待行為」に対して『軽度である』という位置づけをすることが意図ではなく、利用者本位を貫き提供する介護サービス（ケア）の質を向上させるための具体的なポイントとして定期的に振り返り自己点検を行っていく。不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見し、気づきは声に出し、職員全員で「ケアの質の向上」を目指すためのものとして捉える。

《不適切なケア》

- 1) 敬語を使用しない・・・「さん」付けをしない。子ども扱い、友達感覚的な言葉使い等。
 - 2) 不適切な言葉かけ・・・「さっきも言ったでしょ」「何回もいわんで」指示的な言葉や否定的な発言等
 - 3) 物あつかい・・・事前の説明なく、黙って介助する。急ぎ足で車いすを押す。汚れている洋服の着替えを行わない。身体後方からの介助等。
 - 4) 利用者近くでの申し送りや職員間での会話・・・排泄の有無の確認。BPSD について配慮に欠ける会話等。
 - 5) 威圧的な態度や言葉・・・にらみつける。「どうして～しないの」「私の言うことが聞けないの」等
 - 6) 利用者を見捨てる・・・スタッフコールや呼びかけ、訴えを見捨てる等。
 - 7) プライバシー保護についての配慮に欠ける言動
トイレの扉を閉めない。カーテン等を閉めない。
他の利用者いる前で排泄の有無を尋ねる等。
 - 8) 利用者の私物を粗末に扱う・・・私物を壊す。隠す。投げる等。
 - 9) 合意の無いコスプレや写真加工・・・利用者をからかう、面白がる行為。
 - 10) 適切な手続きがない身体拘束
- ※上記以外でも利用者本位やサービス（ケア）の質の維持・向上に反すると判断されることは「不適切なケア」として対処します。

2 虐待防止管理委員会その他法人内の組織に関する事項について

- 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、管理職で構成する「虐待防止管理委員会」を組成します。管理委員会の運営責任者は理事長又は施設の施設長とする。管理職が虐待防止に関する法人全体の管理を行います。
- また、各事業所に虐待防止委員会を設置し、管理者、指導職、生活相談員又は計画作成担当者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とみなし、各部署から委員を選出して虐待防止委員会の活動を実施していきます。

《虐待防止管理委員会の責務》

- ① 管理委員会は、法人職員に対する高齢者虐待防止のための研修を実施し、虐待防止の各種措置を講じる責務を負うと共に、市町村に通報（報告）する義務を負う。※高齢者虐待防止法：第二十一条
※虐待報告書を作成し、宇城市へ速やかに提出する。様式は虐待防止・拘束ゼロ委員会フォルダ内にあり。
 - ② 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに事実関係の調査を実施する義務を負う。
 - ③ 法人内事業所の組織に関すること
 - ④ 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ⑤ 「虐待の芽チェックリスト」の分析評価を確認し、方針を定めること
 - ⑥ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑦ 虐待が発生場合、被虐待者のご家族への報告・説明等に関すること
 - ⑧ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑨ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 拘束ゼロ委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の委員会と一体的に行う場合があります。加えて当施設に併設して展開する事業又は、法人内別事業と連携して虐待防止委員会を開催する場合があります。
- 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- 虐待防止管理委員会は、必要な都度運営責任者又は担当者が招集します。
- 虐待防止管理委員会の議題は、運営責任者又は担当者が定めます。
- 担当者・虐待防止委員会・職員の責務を以下のように定めます。

《担当者の責務》

- ① 担当者は各事業所に設置する虐待防止委員会の委員長を兼ねる。
- ② 担当者は高齢者その他から通報を受けた場合、速やかに事実確認と調査を実施し、虐待防止管理委員会に報告する。
- ③ 虐待防止管理委員会と連携し、指針及び対策方針を職員へ周知する。
- ④ 担当者は委員と情報を共有し事業所内の現状把握をする。
- ⑤ 「虐待の芽チェックリスト」の分析評価を把握し、委員と共に「不適切なケア」に対する取り組みを支援する。

《虐待防止委員会の責務》

- ① 虐待防止管理委員会との連携及び管理委員会へ活動内容の報告をする。
- ② 委員会は毎月1回定期開催する。また必要な時は臨時開催を検討し実施する。
- ③ 職員から虐待（疑い含む）の報告があった場合には速やかに、管理委員会又は担当者、所属長に報告する。

- ④ 部署内の対応困難な事例を把握し、不適切なケアを未然に防ぐために多職種でカンファレンスを開催し、その対応策を部署内に周知し実施・評価を行い、委員会に報告する。
- ⑤ 「虐待の芽チェックリスト」の年2回（6月・12月）の調査・分析・評価等に関する事。
- ⑥ 虐待防止指針・方針・活動内容等の職員への周知
- ⑦ 研修後の効果測定に関する事。

《職員の責務》

- ① 職員は日頃より利用者に対し正しい倫理観のもと、不適切なケアをしない、見逃さない、許さないということを原則として業務にあたる。もしも虐待を発見した場合には速やかに管理委員会又は担当者、所属長に報告する。
- ② 職員は虐待事案が発生した際に行われる調査において隠ぺいすることなく協力すること。

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当法人における指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
 - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・ 発生した場合の改善策
 - ・ 倫理・法令遵守・プライバシー保護について
 - ・ 認知症ケアについて
 - ・ 不適切なケアについて
 - ・ 接遇について
 - ・ ストレスマネジメント・アンガーマネジメント
- 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 当法人の従業者等から虐待又はその疑いの報告があった場合には、虐待防止

管理委員会において速やかに客観的な事実関係の調査を実施します。調査結果により虐待者が職員等であったことが判明した場合には、速やかにご家族及び市町村に報告（高齢者虐待防止法第二十一条）するとともに、その要因の除去に努めます。また虐待をおこなった職員については、就業規則に沿って賞罰委員会を開催し役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

- 被虐待者に心身に健康上の異常がないか医師の診察を受けます。
- 被虐待者及びご家族に対し、虐待発生の経緯・原因分析・再発防止等を説明するとともに、誠意をもって協議していきます。
- また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、管理委員会又は担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- 高齢者虐待防止法第二十一条の2項・3項において、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない。」とあります。この条文にしたがって、市町村に通報した職員は、通報後に虐待防止管理委員会又は担当者・所属長に報告（虐待報告書を提出）することの義務を負います。また、通報したことを理由に解雇その他の不利益な取り扱いを受けないとします。（高齢者虐待防止法第二十一条の7項）
- 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止管理委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

- 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 虐待等の苦情相談については、担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- 入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。
ホームページ⇒情報公開⇒各種指針関係

9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- 3 に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和4年11月1日より施行する。

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型（例）

【虐待の種類・具体例】

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など

区分	具体的な例
	<p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・ 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的の手立てをしていない。 など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
iii 心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 怒鳴る、罵る。 ・ 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつ脅す。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・ 排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・ 話しかけ、ナースコール等は無視する。 ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など <p>⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・ 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など <p>⑦ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。

区分	具体的な例
	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
iv 性的虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
v 経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 1 ゼロ日）。

参考条文

■ 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十六号）

（基本方針）

第二条 2～4 略

5

特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（処遇の方針）

第三十一条の二

特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

■ 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発214 厚生省老人保健福祉局長通知）」

第1 一般的事項 6 運営規程

(6)虐待の防止のための措置に関する事項（第8号）

第4の2ゼロの虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

第4 処遇に関する事項

2ゼロ 虐待の防止（基準第31条の2）

基準第31条の2は虐待の防止に関する事項について規定したものである。

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、特

別養護老人ホームは虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

特別養護老人ホームは高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながら入所者のケアにあたる必要がある。第2条の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、職員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、職員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の職員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

特別養護老人ホームの職員は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要がある。特別養護老人ホームは当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、施設長を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、職員に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針(第2号)

特別養護老人ホームが整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)

職員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容

等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）

特別養護老人ホームにおける虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい